

業者婦人の実態が明らかに 安心して商売が出来る未来を

4月	行事・会議など日程	支部・専門部など
20月	記帳相談会 13:30~/下請法の改正学習会 14:00~	
21火	↓	
22水		
23木	財政新聞部会/共済理事会 19:00~	
24金		
25土		
26日		
27月		
28火		月末集金
29水	昭和の日	
30木	法人集団申告 11:00~	月末集金
5月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1金	メーデー (民商事務所閉めます)	
2土		
3日	憲法記念の日	
4月	みどりの日	
5火	こどもの日	
6水	振替休日	
7木		
8金	常任理事会 19:00~	
9土		
10日		
11月	陣原支部役員会 18:00~/三ヶ森支部役員会 18:30~	
12火	上津役&香月支部役員会10:30~/婦人部役員会 13:30~	
13水	無料法律相談 18:30~	
14木	東部支部役員会 19:00~/15日集金	
15金		
16土		
17日	消費税大学習会/各界連総会	小倉民商 (オンライン)

お知らせ
 <<記帳相談会>>
 4月20日(月) 13:30~
 21日(火) 13:30~
 <<無料法律相談>>
 5月13日(水) 18:30~
 ※事前に連絡ください。
 5/1~6まで休みます。
 民商事務所 ☎ 641-2417

今回の実態調査は、業者婦人が経済的役割と社会的役割を多面的に担う地域社会になくはない存在であり、経済的利益よりも、柔軟性・自立性・地域

実態調査アンケート結果
 全商連婦人部協議会(全婦協)は、「2025年全国業者婦人の実態調査」をまとめました。3年ごとに実施しており、17回目となる今回は、長引く物価高騰と消費低迷、消費税のインボイス(適格請求書)制度導入、ポストコロナ期の影響が色濃く表れる結果に。売り上げ・利益などの決算状況や経費の動向、働き方や健康の実態から、税院や社会保険料の負担増が業者婦人の商売や暮らしへ一層深刻な影響を及ぼしていることが明らかにになりました。

①経営とくらしの実態では、物価高・円安で儲けが出にくく、インボイス対応が大きなコストになっていきます。業者婦人が求めている支援は、商売と暮らしに関わる「負担の軽減」が中心です。武庫川女子大学の山下紗矢佳准教授は、「個別企業の努力や経営改善だけでは解決し難い構造的な負担が業者婦人の生活と経営を圧迫している事の表れ」と指摘し、「業者婦人を地

域経済と生活インフラを支える主体として位置づけ、その経営とくらしを一体的に支える政策枠組み」も急務だと言います。

②暮らしと健康では、営業所得だけでは生活が苦しいが半数を占め、商売の困難が暮らし、健康に悪影響を及ぼしています。体や心の不調を訴え、産休の取得も困難な状況です。佛教大学の長友薫准教授は「家計を圧迫している税や社会保険料負担の軽減策の必要性について、行政とともに検討し、改善策を講じていく必要がある」と指摘。

③事業を営む業者婦人の実態は、商売に家事に多忙なマルチプレイヤーでありながら、56条の不利益を半数が感じている。女性事業主が、開業の動機は多様ではあるが、労働と家庭の両立をしやすい働き方として自営業の道を選択する傾向だが、女性の起業を支援する自治体が増え

域とのつながりといった非金銭的な価値が「働く動機」となっています。同時に、業者婦人に低所得層が集中し、税や社会保険料の重い負担で利益が出にくい構造になっていることや、国民健康保険制度に傷病手当・出産手当が無いなどの矛盾、56条による不利益、ジェンダー差別が根強く残る労働分担の問題なども分かりました。

業者婦人の困難の背景にある政策課題を明らかにし、業者婦人が安心して商売が出来るように力を合わせましょう。

「消費税減税」「56条廃止」「社会保障の拡充を」と一緒に声をあげて行きましょう。

今週の
 陣原支部
 会員の三浦
 さんの事務
 所に咲くデ
 ンドロビウ
 ム。
 花言葉は「わがままな美人」「天性の華を持つ」「思いやり」です。



事業主・被保険者の皆さまへ

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

労働保険 年度更新説明会・記入会のお知らせ

説明会

日時：4月27日(月)
①13:30～15:00
②19:00～20:30
※①②共に同じ内容です
会場：民商事務所

毎年、記入に間違いが見られます。令和7年度の労働保険料を確定・精算し、令和8年度の概算保険料を計算する非常に重要な手続き書類です。時間を作る方は、再確認の意味でもご参加ください。※参加は事業主に限らず、配偶者や従業員などでも構いません。※資料の準備がありますので、参加の際は必ずご連絡ください。

<持ってくるもの>

- 4月中旬に郵送済みのA4サイズの茶封筒の中の一式
- 筆記用具

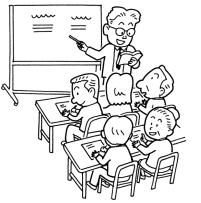
記入会

日時：①5月8日(金)
13:30～16:00
②5月13日(水)
13:30～16:00
③5月15日(金)
18:00～20:00
会場：民商事務所

記入の仕方がわからない、教えてもらいながら記入したいという方は、上記の時間に民商事務所までお越しください。

<持ってくるもの>

- 貸金台帳
(R7年分・R8年分)
- 建設事業の方は、R7年4月～R8年3月までに引き渡した元請け工事の金額がわかる書類
※税抜きで記入します。
- 筆記用具
- 老眼鏡など
(必要な場合)



年度更新書類 提出期限

5月18日(月) 民商必着

※遅れた場合、全ての委託事業所が更新できないため、労働保険の解除手続きを行う可能性があります。予めご承知ください。

(出張に行っているなど、万が一遅れそうなときは、早めに民商へご連絡ください。)

※訂正印など、一切不要です。

※事業主分の控え以外を民商へご提出ください。

封筒内の記入説明書に提出書類についての記載をしています。